

下水管路施設業務委託共通仕様書（平成 28 年 12 月）改定比較表

頁	旧仕様書（平成 27 年 8 月）	頁	改訂後（平成 28 年 12 月）
3	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 6 節 作業時間</p> <p>1 作業時間は原則として、当局就業時間内とする。</p>	3	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 6 節 作業時間</p> <p>1 作業時間は原則として、午前 9 時から午後 5 時まで当局就業時間内とする。</p>
23	<p>第 3 章 業務共通事項</p> <p>第 5 節 その他</p> <p>1 1（2）光ファイバーケーブル施設などの状況については、「名古屋市上下水道局光ファイバーケーブル維持管理マニュアル」に基づき、報告書を作成する。（【光ファイバーケーブル施設編】第 2 章「保守作業」 2.2.3「定期点検項目及び方法」 2.2.4「定期点検結果の記録、判定基準」参照）</p>	23	<p>第 3 章 業務共通事項</p> <p>第 5 節 その他</p> <p>1 1（2）光ファイバーケーブル施設などの状況については、附則・2 に示す「名古屋市上下水道局光ファイバーケーブル維持管理マニュアル」に基づき、報告書を作成する。（【光ファイバーケーブル施設編】第 2 章「保守作業」 2.2.3「定期点検項目及び方法」 2.2.4「定期点検結果の記録、判定基準」参照）</p>
48	<p>第 6 章 取付管調査</p> <p>第 2 節 評価及び判定</p> <p>3 評価判定要領</p> <p>(1)取付管の評価は調査した箇所あたり 1 症状とする。ただし、複数の症状がある場合は、最大評価のある症状とするが、同程度の評価の場合、表 6-1「評価の基準（取付管調査）」における症状番号の上位（症状「破損」を上位とする。）の症状を評価する。なお、存在する症状はすべて写真撮影するものとし、写真を複数枚登録する場合は、調査システムに入力した症状の写真を 1 枚目に登録する。</p>	48	<p>第 6 章 取付管調査</p> <p>第 2 節 評価及び判定</p> <p>3 評価判定要領</p> <p>(1)取付管の評価は調査した箇所あたり 1 症状とする。ただし、複数の症状がある場合は、最大評価のある症状とするが、同程度の評価の場合、表 6-1「評価の基準（取付管調査）」における症状番号の上位（症状「破損」を上位とする。）の症状を評価する。なお、存在する症状はすべて写真撮影するものとし、写真を複数枚登録する場合は、調査システムに入力した症状の写真を 1 枚目に登録する。</p>

95	<p>第10章 図面作成要領 第4節 取付管調査 2 取付管調査図(判定図) (1)取付管調査図(判定図)は、表10-4「判定結果記号(判定図用)」に基づき住宅地図に判定結果を記入する。</p> <p style="text-align: center;">表10-4 判定結果記号(判定図用)</p> <table border="1" data-bbox="421 424 875 718"> <thead> <tr> <th>判定結果</th> <th>記号</th> <th>塗色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改築</td> <td>●</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>調査不能</td> <td>⊕</td> <td>黄</td> </tr> <tr> <td>維持作業</td> <td>○</td> <td>緑</td> </tr> <tr> <td>宅地内不良</td> <td>⊗</td> <td>青</td> </tr> </tbody> </table>	判定結果	記号	塗色	改築	●	赤	調査不能	⊕	黄	維持作業	○	緑	宅地内不良	⊗	青	95	<p>第10章 図面作成要領 第4節 取付管調査 2 取付管調査図(判定図) (1)取付管調査図(判定図)は、表10-4「判定結果記号(判定図用)」に基づき住宅地図等に判定結果を記入する。</p> <p style="text-align: center;">表10-4 判定結果記号(判定図用)</p> <table border="1" data-bbox="1406 424 1917 734"> <thead> <tr> <th rowspan="2">判定結果</th> <th colspan="2">記号</th> <th rowspan="2">塗色</th> </tr> <tr> <th>宅地内</th> <th>雨水・街渠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改築</td> <td>●</td> <td>■</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>調査不能</td> <td>⊕</td> <td>□</td> <td>黄</td> </tr> <tr> <td>維持作業</td> <td>○</td> <td>□</td> <td>緑</td> </tr> <tr> <td>ます内不良</td> <td>⊗</td> <td>⊗</td> <td>青</td> </tr> </tbody> </table>	判定結果	記号		塗色	宅地内	雨水・街渠	改築	●	■	赤	調査不能	⊕	□	黄	維持作業	○	□	緑	ます内不良	⊗	⊗	青
判定結果	記号	塗色																																						
改築	●	赤																																						
調査不能	⊕	黄																																						
維持作業	○	緑																																						
宅地内不良	⊗	青																																						
判定結果	記号		塗色																																					
	宅地内	雨水・街渠																																						
改築	●	■	赤																																					
調査不能	⊕	□	黄																																					
維持作業	○	□	緑																																					
ます内不良	⊗	⊗	青																																					
107	<p>第11章 撮影記録要領 第3節 写真撮影記録 2 撮影箇所および頻度 (1)共通事項 ウ 作業全体の過程がわかる写真を、次の頻度で撮影する。 (オ) 本管清掃…当初および1,000mごとに1箇所(管径ごと)</p>	107	<p>第11章 撮影記録要領 第3節 写真撮影記録 2 撮影箇所および頻度 (1)共通事項 ウ 作業全体の過程がわかる写真を、次の頻度で撮影する。 (オ) 本管清掃…当初および1,000mごとに1箇所(管径ごと)</p>																																					
111	<p>第11章 撮影記録要領 第4節 ビデオ撮影記録 3 記録管理 (1)調査症状などについては、電子媒体に格納する。なお、監督員の指示によりビデオテープを提出する場合は、ビデオテープの巻数および再生開始時間などをまとめた一覧表を提出する。</p>	111	<p>第11章 撮影記録要領 第4節 ビデオ撮影記録 3 記録管理 (1)調査症状などについては、電子媒体に格納する。なお、監督員の指示によりビデオテープを提出する場合は、ビデオテープの巻数および再生開始時間などをまとめた一覧表を提出する。</p>																																					

121	<p>第12章 電子媒体 第7節 検査時の対応</p> <p>1 受注者は、検査を効率的に行うために監督員と協議し、検査用機器を準備する。なお、検査用機器は、次のとおりとする。</p> <p>(3) カラープリンター (4) 監督員が指示するもの (5) そのほか必要な機器およびソフトウェアなど</p>	121	<p>第12章 電子媒体 第7節 検査時の対応</p> <p>1 受注者は、検査を効率的に行うために監督員と協議し、検査用機器を準備する。なお、検査用機器は、次のとおりとする。</p> <p>(3) カラープリンター (3) 監督員が指示するもの (4) そのほか必要な機器およびソフトウェアなど</p>
122	<p>第13章 単価契約取扱要領 第1節 一般事項</p> <p>1 本章では、業務委託（単価契約）の施行において指示方式のものの基本的な仕様を定める。</p> <p>2 作業時間は原則として、当局就業時間内とする。ただし、緊急に作業が必要な場合は、作業時間を問わないものとし、緊急の場合に対応できる体制をとる。</p>	122	<p>第13章 単価契約取扱要領 第1節 一般事項</p> <p>1 本章では、業務委託（単価契約）の施行において指示方式等のものの基本的な仕様を定める。</p> <p>2 作業時間は原則として、午前9時から午後5時まで当局就業時間内とする。ただし、緊急に作業が必要な場合は、作業時間を問わないものとし、緊急の場合に対応できる体制をとること。</p>
122	<p>第13章 単価契約取扱要領 第2節 施行指示</p> <p>4(2) 当局就業時間外は、時間外受付代行センターからの連絡を受ける。</p>	122	<p>第13章 単価契約取扱要領 第2節 施行指示</p> <p>4(2) 当局就業時間外は、時間外受付窓口時間外受付代行センターからの連絡を受ける。</p>
123	<p>第13章 単価契約取扱要領 第3節 施工数量・単価の算定</p> <p>3 夜間施行の割増単価は、昼間単価に126%を乗じ、10円未満を切り捨てたものとする。</p>	123	<p>第13章 単価契約取扱要領 第3節 施工数量・単価の算定</p> <p>3 夜間施行の割増単価は、昼間単価に126%を乗じ、10円未満を切り捨てたものとする。</p>

123	<p>第13章 単価契約取扱要領</p> <p>第4節 完了届</p> <p>1 受注者は、施行完了後ただちに別紙委託単契様式の「委託業務完了届（以下、「完了届」という。）を3部作成し、指示書発行課公所に提出する。なお、完了届は、指示書1通に対して1通作成する。</p> <p>3 施行を指示した時間により、昼間施行（略称「昼」）および備考欄に夜間施行（略称「夜」）と記載することに区分する。</p>	123	<p>第13章 単価契約取扱要領</p> <p>第4節 完了届</p> <p>1 受注者は、施行完了後ただちに別紙委託単契様式の「委託業務完了届（以下、「完了届」という。）を3部作成し、施行担当課指示書発行課公所に提出する。なお、完了届は、指示書1通に対して1通作成する。</p> <p>3 施行を指示した時間により、昼間施行（略称「昼」）および備考欄に夜間施行（略称「夜」）と記載することに区分する。</p>
123	<p>第13章 単価契約取扱要領</p> <p>第5節 支払請求</p> <p>1 部分払については、次のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 業務の3箇月ごとに、請求することができる。ただし、部分払額は、履行確認した数量に相当する金額とする。</p> <p>(2) 当該部分払を請求しないことまたは請求する月数を変更することができる。ただし、月数の変更は6箇月とし、月数を短縮することはできない。</p> <p>(3) 請求する際は、契約様式集の請求書と別紙委託単契様式の「内訳書」を提出する。</p> <p>2 受注者は、3箇月ごとに出来高をまとめ、別紙委託単契様式の「出来高内訳書」を指示区分ごとに昼間施行・夜間施行に分けて3部作成し、すみやかに施行担当課に提出する。</p>	123	<p>第13章 単価契約取扱要領</p> <p>第5節 支払請求</p> <p>1 受注者は、3箇月ごとに出来高をまとめ、別紙委託単契様式の「出来高内訳書」を指示区分ごとに3部作成し、すみやかに施行担当課に提出する。</p> <p>2 部分払については、次のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 業務の3箇月ごとに、請求することができる。ただし、部分払額は、履行確認した数量に相当する金額とする。</p> <p>(2) 当該部分払を請求しないことまたは請求する月数を変更することができる。ただし、月数の変更は6箇月とし、月数を短縮することはできない。</p> <p>(3) 請求する際は、契約様式集の請求書と別紙委託単契様式の「内訳書」を提出する。</p>

	<div data-bbox="295 199 409 236" data-label="Text"><p>追加</p></div>	123	<p data-bbox="1234 161 1630 193">第13章 単価契約取扱要領</p> <p data-bbox="1263 204 1464 236">第6節 その他</p> <ol data-bbox="1272 247 2092 534" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1272 247 2092 367">1 施行時に監督員からの指示により施行内容が変更になった場合は、別紙委託単契様式の「委託業務（単価契約）指示内容の変更届」を作成し、すみやかに監督員へ提出すること。<li data-bbox="1272 375 2092 534">2 施行を指示した時間により、別紙委託単契様式の「委託業務（単価契約）指示内容の変更届」、「委託業務完了届」、「内訳書」、「出来高内訳書」の備考欄に夜間施行（略称「夜間」）と記載すること。
--	--	-----	---

追加

158

委託単契様式(甲)

		センター長	主幹	係長	係長	係
指示 番号						
平成 年 月 日						
様						
名古屋市上下水道局長						
委託業務(単価契約)施行指示書						
下記の施行を指示します。						
契約番号						
契約件名						
施行場所						
工 種 及 び 数 量	工種番号	工 種	適用	単位	数 量	備 考
履行期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで					
担 当 者	管路センター 下水維持係 技術職員 ㊤					
添付図書	①施行位置図 ②その他					
<特記事項>						

追加

159

委託単契様式(乙)

指示
番号

--

平成 年 月 日

様

名古屋市上下水道局長

委託業務(単価契約)施行指示書

下記の施行を指示します。

契約番号

契約件名

施行場所

工種	工種番号	工種	適用	単位	数量	備考
	及び					
数量						

履行期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

担当者 管路センター 下水維持係 技術職員 ㊞

添付図書 ①施行位置図 ②その他

<特記事項>

追加

160

委託単契様式(甲)

			センター長	主幹	係長	係長	係
指示 番号		変更 回数					
平成 年 月 日							
様							
名古屋市上下水道局長							
委託業務(単価契約)変更指示書							
下記の施行を指示します。							
契約番号							
契約件名							
施行場所							
<変更前> 工 種 及 び 数 量	工種番号	工 種	適用	単位	数 量	備 考	
<変更後> 工 種 及 び 数 量	工種番号	工 種	適用	単位	数 量	備 考	
<変更前> 履行期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで						
<変更後> 履行期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで						
担 当 者	管路センター 下水維持係 技術職員 ㊦						
添付図書	①施行位置図 ②その他						
<特記事項>							

追加

161

委託単契様式(乙)

指示 番号		変更 回数	
----------	--	----------	--

平成 年 月 日

様

名古屋市上下水道局長

委託業務(単価契約)変更指示書

下記の施行を指示します。

契約番号							
契約件名							
施行場所							
<変更前> 工 種 及 び 数 量	工種番号	工 種	適用	単位	数 量	備 考	
<変更後> 工 種 及 び 数 量	工種番号	工 種	適用	単位	数 量	備 考	
<変更前> 履行期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで						
<変更後> 履行期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで						
担 当 者	管路センター 下水維持係 技術職員						⑩
添付図書	①施行位置図 ②その他						
<特記事項>							

追加

162

委託単契様式

				センター長	主幹	係長	係長	係
指示番号		変更回数						
平成 年 月 日								
名古屋市上下水道局長 様								
住所 受注者 氏名								
印								
委託業務(単価契約)指示内容の変更届								
指示番号 につきまして、現地において施行した結果、次のとおり変更となりましたので届け出ます。なお、変更内容につきましては、施行時、口頭にて貴局監督員より指示を頂いております。								
契約番号								
契約件名								
施行場所								
<変更前> 工 種 及 び 数 量	工種番号	工 種	適用	単位	数量	備 考		
<変更後> 工 種 及 び 数 量	工種番号	工 種	適用	単位	数量	備 考		
履行期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで							
添付図書	①施行位置図 ②その他							
<特記事項>								
担当者	管路センター 下水維持係 技術職員 ㊟							

191

※B 管路センター

code	名 称	備 考
1	船付出張所	主に、北・西区を所管する係事務所
2	稲西出張所	主に、中村区を所管する係事務所
3	当知出張所	主に、中川・熱田・港区を所管する係事務所
4	氷室出張所	主に、南区を所管する係事務所
5	植田出張所	主に、緑・天白区を所管する係事務所
6	福江出張所	主に、昭和・瑞穂区を所管する係事務所
10	東部管路センター	主に、千種・東・中・守山・名東区を所管する管路センター
20	北部管路センター	船付・稲西出張所が属する管路センター
30	西部管路センター	主に、熱田・中川・港・南区を所管する管路センター
40	南部管路センター	植田・福江出張所が属する管路センター

193

※F 管種

code	名 称	備 考
1	H	鉄筋コンクリート管
2	C	コンクリート管 (現場打ちを含む)
3	T	陶管
4	V	硬質塩化ビニル管
5	L	シールド管
6	I	铸铁管 (ダクタイル铸铁管を含む)
7	S	鋼管
8	F	F R P 管
9	P	ポリエチレン管
10	A	石棉管
11	B	ボックスカルバート (二次製品)
12	R	リフォーム管

198

※B 管路センター

code	名 称	備 考
10	東部管路センター	主に、千種・東・中・守山・名東区を所管する管路センター
20	北部管路センター	主に、北・西・中村区を所管する管路センター
30	西部管路センター	主に、熱田・中川・港・南区を所管する管路センター
40	南部管路センター	主に、昭和・瑞穂・緑・天白区を所管する管路センター

200

※F 管種

code	名 称	備 考
1	H	鉄筋コンクリート管
2	C	コンクリート管 (現場打ちを含む)
3	T	陶管
4	V	硬質塩化ビニル管
5	L	シールド管
6	I	铸铁管 (ダクタイル铸铁管を含む)
7	S	鋼管
8	F	F R P 管
9	P	ポリエチレン管
10	A	石棉管
11	B	ボックスカルバート (二次製品)
12	R	リフォーム管 (更生管)

197

※S 樹種別

code	名 称	備 考
1	雨水樹 (浸透)	
2	特殊雨水樹 (浸透)	
3	街渠樹 (浸透)	
4	特殊街渠樹 (浸透)	
11	雨水樹	
12	特殊雨水樹	
13	街渠樹	
14	特殊街渠樹	
15	集水溝	
19	その他雨水樹	
21	取付樹	排水設備と取付管を接続するます
31	事業場樹	
41	採水樹A型	
42	採水樹B型	

204

※S 樹種別

code	名 称	備 考
1	雨水樹 (浸透)	
2	特殊雨水樹 (浸透)	
3	街渠樹 (浸透)	
4	特殊街渠樹 (浸透)	
11	雨水樹	
12	特殊雨水樹	
13	街渠樹	
14	特殊街渠樹	
15	集水溝	
19	その他雨水樹	
21	取付樹	排水設備と取付管を接続するます
31	事業場樹	
41	採水樹A型	300×300
42	採水樹B型	450×450

221

附則－1 「業務委託打合せ簿」

業務委託打合せ簿					
件名					
受注者					
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出			発議年月日	
	<input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他 ()			平成 年 月 日	
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者		㊟		
表題					
(内容)					
処理・回答	上記の件について、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他 () します。 平成 年 月 日 ㊟				

228

様式A

		整理番号		
		課長	係長	監督員
業務委託打合せ簿				
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者		発議年月日	平成 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他 ()			
件名				
受注者名				
表題				
(内容)				
(指示事項等)				
添付図		その他添付図書		
処理・回答	発注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他 () します。 平成 年 月 日 署名又は記名押印 ㊟		
	受注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> その他 () します。 <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 平成 年 月 日 署名又は記名押印 ㊟		
注) □内には、レ印又は■を記載し明確にすること。				

追加

229

様式B

整理番号	
------	--

業務委託打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議 年月日	平成 年 月 日
-----	---	-----------	----------

発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他 ()
------	---

件名	
----	--

受注者名	
------	--

表 題	
-----	--

(内 容)

(指示事項等)

添付図	その他添付図書
-----	---------

処 理 ・ 回 答	発注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他 () します。 平成 年 月 日 署名又は記名押印 ㊟
-----------------------	-----	---

処 理 ・ 回 答	受注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> その他 () します。 <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任 (監理) 技術者 平成 年 月 日 署名又は記名押印 ㊟
-----------------------	-----	--

注) □内には、レ印又は■を記載し明確にすること。

	追加	231	名古屋市上下水道局光ファイバーケーブル維持管理マニュアル（抜粋）
--	----	-----	----------------------------------